

大阪広域環境施設組合服務規律刷新プロジェクトチーム設置要綱

制 定 平27. 4. 1

改 正 令元. 10. 1

(目的)

第1条 サービス規律の刷新に向けた具体的な方策を本組合的に検討し、これを効果的に実行することにより、サービス規律に違反する行為を防止し、もって職員に厳格なサービス規律を徹底させることを目的として、本組合に大阪広域環境施設組合サービス規律刷新プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) サービス規律の刷新のための具体的方策の策定に関すること
- (2) サービス規律の刷新のための職場実態の調査に関すること
- (3) サービス規律に違反する行為の再発防止に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長、委員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員の職務)

第4条 委員長は、第2条各号に掲げる事務を統括するとともに、当該事務に関し指揮監督する。

- 2 副委員長は、第2条各号に掲げる事務に関し委員長を補佐する。
- 3 委員は、第2条各号に掲げる事務に係る企画立案に参画するとともに、それぞれその所掌する事務に係る第2条各号に掲げる事務をつかさどる。

(専門委員)

第5条 委員長は、第1条に掲げる目的を達成するため、専門的見地から意見を述べる専門委員をプロジェクトチームに置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他委員長が適当と認める者のうちから委員長が指名する。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議は、委員長が招集する。

- 2 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、総務課において処理する。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。